

令和2年12月22日

報道関係各位

高知県競馬組合

会計年度任用職員に対する懲戒処分について

高知県競馬組合所属の会計年度任用職員による飲酒運転事案が発生しました。

飲酒運転は、人命をも奪いかねない重大な事故につながる極めて危険な行為であり、その撲滅に向けて取り組んでいる中、酒気帯び運転を行ったことは、高知県競馬組合への信頼を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大であると考えています。

以上のことから、信用失墜行為を禁止している地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反するものとして、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 被処分者の職・氏名

高知県競馬組合 会計年度任用職員（検体採取所係員） 棚野 篤彦

2 年齢

事案発生当時58歳

3 処分事由

令和2年6月27日（土）夕方から飲酒し、同日午後9時頃、タバコを買いに、家の近くのコンビニエンスストア（南国市下末松）まで軽トラックを運転した。タバコを買った後、自宅に戻るため、駐車場から出ようと停車している間に、駐車場から出ようとバックしてきた別の車に車体右側を衝突された。

南国警察署の警察官が交通事故の現場検証を行っていた際に、酒気が感じられたため、呼気検査が行われ、飲酒運転（呼気1リットル中のアルコール濃度0.15mg以上0.25mg未満の酒気帯び運転）が発覚し、その後の警察の捜査の結果、令和2年8月20日（木）に高知地方検察庁へ書類送検が行われたもの。

4 処分内容

懲戒免職

5 処分年月日

令和2年12月22日

【問い合わせ先】
高知県競馬組合事務局
次長 高橋
局長 東谷
電話：088-841-5123

【参考】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 略

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

懲戒処分の指針について（平成12年3月31日付け職職第68号人事院事務総長通知）

別紙

懲戒処分の指針

第1 略

第2 標準例

1～3 略

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

ウ 略

(2)・(3) 略

5 略